

現 行	改 正 後
9 A 特定目的会社、特定目的信託（SPC、SPT）関係 <u>9 A－6 その他</u> 租税特別措置法第83条の3第1項の規定に基づく登録免許税軽減のための同法施行規則第31条の6第1項に規定する証明書の発行及び地方税法附則第11条第7項の規定に基づく不動産取得税の軽減のための同法施行規則附則第3条の2の9に規定する証明書の発行については、以下のとおり取り扱うものとする。 なお、租税特別措置法第83条の3第1項の規定の適用を受けることができる日は、当該特定資産取得後1年以内であることに留意するものとする。 9 A－6－1 所有権の移転の登記の登録免許税軽減に係る証明書の発行 (1) 特定目的会社からの証明申請書及び管轄財務局長が発行する証明書は、別紙様式6によるものとする。 (2) 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、当該不動産の取得日等を確認するため、以下のとおり添付書類の提出を求めるものとする。	9 A 特定目的会社、特定目的信託（SPC、SPT）関係 <u>9 A－6 その他</u> 租税特別措置法第83条の2第1項の規定に基づく登録免許税軽減のための同法施行規則第31条の5第1項に規定する証明書の発行及び地方税法附則第11条第4項の規定に基づく不動産取得税の軽減のための同法施行規則附則第3条の2の6に規定する証明書の発行については、以下のとおり取り扱うものとする。 なお、租税特別措置法第83条の2第1項の規定の適用を受けることができる日は、当該特定資産取得後1年以内であることに留意するものとする。 9 A－6－1 所有権の移転の登記の登録免許税軽減に係る証明書の発行 (1) 特定目的会社からの証明申請書及び管轄財務局長が発行する証明書は、別紙様式6によるものとする。 (2) 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、当該不動産の取得日等を確認するため、以下のとおり添付書類の提出を求めるものとする。 <u>また、申請書に記載された建物の種類欄に倉庫と記載のある場合は、倉庫以外の床面積の割合を確認するため、別紙様式6の2により作成された行政書士の証明書の添付を求めるものとする。</u>

現 行	改 正 後
① 申請者による当該申請に係る不動産の所有権の取得日を確認することができるもの。 また、開発による取得の場合は当該申請に係る不動産の取得日を確認できるもの。 ・ 不動産売買契約書写し 等 ② <u>租税特別措置法第83条の3</u>第1項第2号の要件を満たすことを証する書面 ・ 適宜の様式により、当該登記に係る不動産の取得時点における特定不動産（同項に規定する特定不動産をいう。以下同じ。）の価額の合計額及び特定資産の価額の合計額を明記し、特定不動産の割合が百分の七十五以上となることを取締役名で証明した書面（同号口に該当する場合には、各特定資産の取得時毎に特定不動産の価額の合計額及び特定資産の価額の合計額を明記し、当該登記に係る不動産の取得により、特定不動産の割合が百分の七十五以上となることを取締役名で証明した書面） (3) 証明申請書の提出があった場合には、証明申請書の記載事項につき、特定目的会社名簿、業務開始届出時の添付書類及び証明申請書添付書類により、	<u>（注1）建物の種類が倉庫のみの場合には、租税特別措置法第83条の2第1項の規定の適用が無いため、証明書の発行は行わないことに留意するものとする。</u> <u>（注2）開発型の場合には、資産流動化計画の予定される建物の種類に倉庫の記載がある場合には証明書の発行は行わないことに留意するものとする。</u> ① 申請者による当該申請に係る不動産の所有権の取得日を確認することができるもの。 また、開発による取得の場合は当該申請に係る不動産の取得日を確認できるもの。 ・ 不動産売買契約書写し 等 ② <u>租税特別措置法第83条の2</u>第1項第2号の要件を満たすことを証する書面 ・ 適宜の様式により、当該登記に係る不動産の取得時点における特定不動産（同項第1号ハに規定する特定不動産をいう。以下同じ。）の価額の合計額及び特定資産の価額の合計額を明記し、特定不動産の割合が百分の七十五以上となることを取締役名で証明した書面（同号口に該当する場合には、各特定資産の取得時毎に特定不動産の価額の合計額及び特定資産の価額の合計額を明記し、当該登記に係る不動産の取得により、特定不動産の割合が百分の七十五以上となることを取締役名で証明した書面） (3) 証明申請書の提出があった場合には、証明申請書の記載事項につき、特定目的会社名簿、業務開始届出時の添付書類及び証明申請書添付書類により、

現 行	改 正 後
① 申請者が、法第4条第1項の規定による届出を行った特定目的会社であること、 ② 当該届出時に提出された資産流動化計画に、法第2条第11項に規定する資産対応証券を発行する旨の記載があること、 ③ 当該届出時に提出された資産流動化計画において特定不動産の価額の合計額の当該特定目的会社が保有する特定資産の価額の合計額に占める割合（以下「特定不動産の割合」という。）を百分の七十五以上とする旨の記載があること、 ④ 当該届出時に提出された資産流動化計画において法第2条第12項に規定する特定目的借入れについての定めがあるときは、特定目的借入れの借入先が特定出資をした者ではないこと、 ⑤ 別紙様式6に記載された不動産が<u>租税特別措置法第83条の3第1項に規定する特定不動産に該当し、次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること、</u> イ 特定不動産の割合が百分の七十五以上であること、 ロ 特定目的会社が本ガイドラインに従い証明を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上となること、 ⑥ 当該不動産の取得日が添付書類により確認できる日付であること、 を確認のうえ、証明書を発行するものとする。	① 申請者が、法第4条第1項の規定による届出を行った特定目的会社であること、 ② 当該届出時に提出された資産流動化計画に、法第2条第11項に規定する資産対応証券を発行する旨の記載があること、 ③ 当該届出時に提出された資産流動化計画において特定不動産の価額の合計額の当該特定目的会社が保有する特定資産の価額の合計額に占める割合（以下「特定不動産の割合」という。）を百分の七十五以上とする旨の記載があること、 ④ 当該届出時に提出された資産流動化計画において法第2条第12項に規定する特定目的借入れについての定めがあるときは、特定目的借入れの借入先が特定出資をした者ではないこと、 ⑤ 別紙様式6に記載された不動産が特定不動産に該当し、次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること、 イ 特定不動産の割合が百分の七十五以上であること、 ロ 特定目的会社が本ガイドラインに従い証明を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上となること、 ⑥ 当該不動産の取得日が添付書類により確認できる日付であること、 ⑦ <u>建物の種類欄に倉庫と記載のある場合は、倉庫以外の床面積の割合の記載があること、</u> を確認のうえ、証明書を発行するものとする。

現 行	改 正 後
9 A－6－2 質権又は抵当権の移転の登記の登録免許税軽減に係る証明書の発行 (略) 9 A－6－3 不動産取得税の軽減に係る証明書の発行 (1) 特定目的会社からの証明申請書及び管轄財務局長が発行する証明書は、別紙様式8によるものとする。 (2) 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、当該不動産の取得日等を確認するため、以下のとおり添付書類の提出を求めるものとする。 ① 申請者による当該申請に係る不動産の所有権の取得日を確認することができる書面。また、開発による取得の場合には当該申請に係る不動産の取得日を確認できる書面。 ・ 不動産売買契約書写し 等 ② 地方税法施行令附則第7条第6項の要件を満たすことを証する書面 ・ 適宜の様式により、当該登記に係る不動産の取得時点における特定不動産の価額の合計額及び特定資産の価額の合計額を明記し、特定不動産の割合が百分の七十五以上となる特定目的会社が当該不動産を取得するものであることを取締役名で証明した書面(同項第2号に該当する場合には、各特定資産の取得時毎に特定不動産の価額の合計額及び特定資産の価額の合計額を明記し、当該登記に係る不動産を取得することにより特定不動産の割合が百分の七十五以上となる特定目的会社が当該	9 A－6－2 質権又は抵当権の移転の登記の登録免許税軽減に係る証明書の発行 (略) 9 A－6－3 不動産取得税の軽減に係る証明書の発行 (1) 特定目的会社からの証明申請書及び管轄財務局長が発行する証明書は、別紙様式8によるものとする。 (2) 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、当該不動産の取得日等を確認するため、以下のとおり添付書類の提出を求めるものとする。 ① 申請者による当該申請に係る不動産の所有権の取得日を確認することができる書面。また、開発による取得の場合には当該申請に係る不動産の取得日を確認できる書面。 ・ 不動産売買契約書写し 等 ② 地方税法施行令附則第7条第4項の要件を満たすことを証する書面 ・ 適宜の様式により、当該登記に係る不動産の取得時点における特定不動産の価額の合計額及び特定資産の価額の合計額を明記し、特定不動産の割合が百分の七十五以上となる特定目的会社が当該不動産を取得するものであることを取締役名で証明した書面(同項第2号に該当する場合には、各特定資産の取得時毎に特定不動産の価額の合計額及び特定資産の価額の合計額を明記し、当該登記に係る不動産を取得することにより特定不動産の割合が百分の七十五以上となる特定目的会社が当該

現 行	改 正 後
不動産を取得するものであることを取締役名で証明した書面) (3) 証明申請書の提出があった場合には、証明申請書の記載事項につき、特定目的会社名簿、業務開始届出時の添付書類及び証明申請書添付書類により、 ① 申請者が法第4条第1項の規定による届出を行った特定目的会社であること、 ② 当該届出時に提出された資産流動化計画に、法第2条第11項に規定する資産対応証券を発行する旨の記載があること、 ③ 当該届出時に提出された資産流動化計画において法第2条第12項に規定する特定目的借入れについての定めがあるときは、特定目的借入れの借入先が特定出資をした者ではないこと、 ④ 当該届出時に提出された資産流動化計画において特定不動産の割合を百分の七十五以上とする旨の記載があること、 ⑤ 別紙様式8に記載された不動産が地方税法施行令附則第7条第6項に規定する次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること、 イ 特定不動産の割合が百分の七十五以上である特定目的会社が取得するものであること、 ロ 特定目的会社が本ガイドラインに従い証明を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上となる特定目的会社が取得するものであること、	不動産を取得するものであることを取締役名で証明した書面) (3) 証明申請書の提出があった場合には、証明申請書の記載事項につき、特定目的会社名簿、業務開始届出時の添付書類及び証明申請書添付書類により、 ① 申請者が法第4条第1項の規定による届出を行った特定目的会社であること、 ② 当該届出時に提出された資産流動化計画に、法第2条第11項に規定する資産対応証券を発行する旨の記載があること、 ③ 当該届出時に提出された資産流動化計画において法第2条第12項に規定する特定目的借入れについての定めがあるときは、特定目的借入れの借入先が特定出資をした者ではないこと、 ④ 当該届出時に提出された資産流動化計画において特定不動産の割合を百分の七十五以上とする旨の記載があること、 ⑤ 別紙様式8に記載された不動産が地方税法施行令附則第7条第4項に規定する次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること、 イ 特定不動産の割合が百分の七十五以上である特定目的会社が取得するものであること、 ロ 特定目的会社が本ガイドラインに従い証明を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上となる特定目的会社が取得するものであること、

金融監督等に当たっての留意事項について ー事務ガイドラインー 第三分冊：金融会社関係

現 行	改 正 後
⑥ 当該不動産の取得日が添付書類により確認できる日付であること、 を確認のうえ、証明書を発行するものとする。	⑥ 当該不動産の取得日が添付書類により確認できる日付であること、 を確認のうえ、証明書を発行するものとする。

金融監督等にあたっての留意事項について ー事務ガイドラインー 第三分冊：金融会社関係

現 行				改 正 後			
別紙様式 1 (1) ～ (3) 略 (4) 第 3 面 (割合：特定出資の総額 登記事項証明書 <u>所有割合</u> <u>1/10以上の社員のみ</u>) (5) 略				別紙様式 1 (1) ～ (3) 略 (4) 第 3 面 (割合：特定出資の総額 登記事項証明書) (5) 略			
資産流動化計画の記載内容についてのチェックリスト				資産流動化計画の記載内容についてのチェックリスト			
項目	関連条文	審査する内容	チェック欄	項目	関連条文	審査する内容	チェック欄
1. ～ 8. 略				1. ～ 8. 略			
9. その他 資 産 流 動 化 計 画 記 載事項	法 5 条①六 規則21条一 規則21条二	(1) 資産流動化計画の 概要について記載が あるか。		9. その他 資産流動 化計画記 載事項	法 5 条①六 規則21条一	(1) 資産流動化計画の 概要について記載が あるか。	
		(2) 特定社員があらか じめ利益の配当又は 残余財産の分配を受 ける権利を放棄する 場合は、その旨の記載 があるか。			<u>規則21条一 の二</u>	<u>(1の2) 特定出資の総額 の上限について記載が あるか。</u>	
	以下、略				規則21条二	(2) 特定社員があらか じめ利益の配当又は 残余財産の分配を受け る権利を放棄する場合 は、その旨の記載があ るか。	
					以下、略		

現 行	改 正 後
別紙様式 6 (ひな型) (日本工業規格 A 4)	別紙様式 6 (ひな型) (日本工業規格 A 4)
証 明 申 請 書	証 明 申 請 書
平成 年 月 日	平成 年 月 日
財務(支)局長 殿	財務(支)局長 殿
申請者 本 店 商 号(会社名) 取締役(氏名) 印	申請者 本 店 商 号(会社名) 取締役(氏名) 印
申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、 <u>租税特別措置法第83条の3</u> 第1項の規定の適用を受けたいので、 <u>租税特別措置法施行規則第31条の6</u> 第1項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。	申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、 <u>租税特別措置法第83条の2</u> 第1項の規定の適用を受けたいので、 <u>租税特別措置法施行規則第31条の5</u> 第1項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。
添付書類：不動産売買契約書(写)等、申請者による当該登記に係る不動産の所有権の取得日を確認することができるもの ： <u>租税特別措置法第83条の3</u> 第1項第2号の要件を満たすことを証する書面	添付書類：不動産売買契約書(写)等、申請者による当該登記に係る不動産の所有権の取得日を確認することができるもの ： <u>租税特別措置法第83条の2</u> 第1項第2号の要件を満たすことを証する書面 ：別紙記載の不動産の建物の種類欄に倉庫と記載のある場合は、倉庫以外の床面積の割合を証する書面(別紙様式6の2により作成されたものに限る。))

現 行	改 正 後
証 明 書	証 明 書
1. 申請者は、租税特別措置法（以下「法」という。）<u>第83条の3</u>第1項第1号に掲げる要件を満たしている特定目的会社である。 2. 申請者による_____からの別紙記載の不動産の取得は、<u>法第83条の3</u>第1項に規定する資産の流動化に関する法律第2条第4項に規定する資産流動化計画に基づくものであり、取得する当該不動産は、<u>法第83条の3</u>第1項に規定する特定不動産に該当し、以下のとおり同項第2号に掲げる要件を満たしている。 (1) 同号イに該当する場合 100分の (2) 同号ロに該当する場合 100分の (当該不動産取得前 100分の) 3. 申請者の上記2.に係る特定不動産の取得日は平成 年 月 日であり、この証明書により<u>法第83条の3</u>第1項の規定の適用を受けることができる期限は平成 年 月 日である。 以上のとおり証明する。 平成 年 月 日 財務(支)局長 ○○ ○○ 印	1. 申請者は、租税特別措置法（以下「法」という。）<u>第83条の2</u>第1項第1号に掲げる要件を満たしている特定目的会社である。 2. 申請者による_____からの別紙記載の不動産の取得は、<u>法第83条の2</u>第1項に規定する資産の流動化に関する法律第2条第4項に規定する資産流動化計画に基づくものであり、取得する当該不動産は、<u>法第83条の2</u>第1項第1号ハに規定する特定不動産に該当し、以下のとおり同項第2号に掲げる要件を満たしている。 (1) 同号イに該当する場合 100分の (2) 同号ロに該当する場合 100分の (当該不動産取得前 100分の) 3. 申請者の上記2.に係る特定不動産の取得日は平成 年 月 日であり、この証明書により<u>法第83条の2</u>第1項の規定の適用を受けることができる期限は平成 年 月 日である。 4. <u>別紙記載の建物における倉庫以外の部分が占める床面積の割合は、 分の である。（別紙記載の不動産の建物の種類欄に倉庫と記載のある場合に限り記載するものとし、倉庫と記載のない場合にあっては、4を記載しないものとする。）</u> 以上のとおり証明する。 平成 年 月 日 財務(支)局長 ○○ ○○ 印

現 行	改 正 後
(別紙) [不動産の表示] 略 (注) 表示内容については、いずれも<u>登記簿の記載に合わせて記載する。</u>	(別紙) [不動産の表示] 略 (注) 表示内容については、いずれも<u>登記記録に記録されている事項に合わせて記載する。</u>

金融監督等にあたっての留意事項について ー事務ガイドラインー 第三分冊：金融会社関係

現 行	改 正 後																			
(新設)	別紙様式 6 の 2 (ひな型) (日本工業規格 A 4) 平成 年 月 日 財務(支)局長 殿 面 積 表 下記の不動産の表示欄に記載の建物について、現地調査の結果、種類ごとの床面積は、以下のとおりであることを証明します。 記 ○不動産の表示 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">建物の所在</th><th style="width: 20%;">家屋番号</th><th style="width: 20%;">種類</th><th style="width: 20%;">構造</th><th style="width: 20%;">床面積</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td><td></td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">㎡</td></tr> </tbody> </table> (注) 表示内容については、いずれも登記記録に登録されている事項に合わせて記載する。 ○種類ごとの床面積 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th><th style="width: 30%; text-align: center;">種 類</th><th style="width: 40%;"></th></tr> <tr> <th></th><th style="text-align: center;">倉庫</th><th style="text-align: center;">倉庫以外</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td><td style="text-align: center;">㎡…①</td><td style="text-align: center;">㎡</td></tr> </tbody> </table>	建物の所在	家屋番号	種類	構造	床面積					㎡		種 類			倉庫	倉庫以外	合計	㎡…①	㎡
建物の所在	家屋番号	種類	構造	床面積																
				㎡																
	種 類																			
	倉庫	倉庫以外																		
合計	㎡…①	㎡																		

金融監督等にあたっての留意事項について ー事務ガイドラインー 第三分冊：金融会社関係

現 行	改 正 後
	○床面積の割合 (固定資産評価額がある場合) 固定資産評価証明書に記載の家屋の床面積 : $m^2 \cdot \cdot \cdot \textcircled{2}$ (固定資産評価額がない場合) 建物登記記録の床面積の合計 : $m^2 \cdot \cdot \cdot \textcircled{2}'$ 当該建物における倉庫の部分が占める床面積の割合 (=①/②[②']=③) : / 当該建物における倉庫以外の部分が占める床面積の割合 (= 1 - ③) : / 行政書士の登録番号 : 住 所 : 電話番号 : 氏 名 : 印

現 行	改 正 後
別紙様式 7（ひな型） （日本工業規格 A 4）	別紙様式 7（ひな型） （日本工業規格 A 4）
証 明 申 請 書	証 明 申 請 書
平成 年 月 日	平成 年 月 日
財務（支）局長 殿	財務（支）局長 殿
申請者 本 店 商 号（会社名） 取締役（氏名） 印	申請者 本 店 商 号（会社名） 取締役（氏名） 印
申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した指名金銭債権に伴う別紙記載の不動産の質権又は抵当権の移転の登記につき、租税特別措置法第83条の3第1項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第31条の6第1項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。	申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した指名金銭債権に伴う別紙記載の不動産の質権又は抵当権の移転の登記につき、租税特別措置法第83条の2第1項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第31条の5第1項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。
添付書類：債権譲渡確認書（写）等、申請者による当該登記に係る指名金銭債権の取得日を確認することができるもの	添付書類：債権譲渡確認書（写）等、申請者による当該登記に係る指名金銭債権の取得日を確認することができるもの

現 行	改 正 後
証 明 書	証 明 書
1. 申請者は、租税特別措置法（以下「法」という。）<u>第83条の3</u>第1項第1号に掲げる要件を満たしている特定目的会社である。 2. 申請者による_____からの別紙記載の不動産の質権又は抵当権が設定された指名金銭債権の取得は、<u>法第83条の3</u>第1項に規定する資産の流動化に関する法律第2条第4項に規定する資産流動化計画に基づくものであり、取得する当該指名金銭債権は、<u>法第83条の3</u>第1項に掲げる要件を満たす指名金銭債権に該当する。 3. 申請者の上記2. に係る指名金銭債権の取得日は平成 年 月 日であり、この証明書により<u>法第83条の3</u>第1項の規定の適用を受けることができる期限は平成 年 月 日である。 以上のとおり証明する。 平成 年 月 日 財務(支)局長 ○○ ○○ 印	1. 申請者は、租税特別措置法（以下「法」という。）<u>第83条の2</u>第1項第1号に掲げる要件を満たしている特定目的会社である。 2. 申請者による_____からの別紙記載の不動産の質権又は抵当権が設定された指名金銭債権の取得は、<u>法第83条の2</u>第1項に規定する資産の流動化に関する法律第2条第4項に規定する資産流動化計画に基づくものであり、取得する当該指名金銭債権は、<u>法第83条の2</u>第1項に掲げる要件を満たす指名金銭債権に該当する。 3. 申請者の上記2. に係る指名金銭債権の取得日は平成 年 月 日であり、この証明書により<u>法第83条の2</u>第1項の規定の適用を受けることができる期限は平成 年 月 日である。 4. <u>法第83条の2</u>第1項第1号ハに規定する特定不動産の割合は100分の _____である。 以上のとおり証明する。 平成 年 月 日 財務(支)局長 ○○ ○○ 印

現 行	改 正 後
(別紙) [質権又は抵当権の表示] 1. 設定されている権利の種類 2. <u>設定年月日</u> 3. 受付番号 4. 債権額又は極度額 5. 順位番号 6. 質権者又は抵当権者 [不動産の表示] 略 (注) 表示内容については、いずれも<u>登記簿の記載に合わせて記載する。</u>	(別紙) [質権又は抵当権の表示] 1. 設定されている権利の種類 2. <u>受付年月日</u> 3. 受付番号 4. 債権額又は極度額 5. 順位番号 6. 質権者又は抵当権者 [不動産の表示] 略 (注) 表示内容については、いずれも<u>登記記録に記録されている事項に合わせて記載する。</u>

現 行	改 正 後
別紙様式 8（ひな型） （日本工業規格 A 4）	別紙様式 8（ひな型） （日本工業規格 A 4）
証 明 申 請 書	証 明 申 請 書
平成 年 月 日	平成 年 月 日
財務（支）局長 殿	財務（支）局長 殿
申請者 本 店 商 号（会社名） 取締役（氏名） 印	申請者 本 店 商 号（会社名） 取締役（氏名） 印
申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約（請負契約）を締結した別紙記載の不動産に関する不動産取得税につき、地方税法附則第11条第7項の規定の適用を受けたいので、地方税法施行規則附則第3条の2の9に規定する事項を証する書類の交付を申請します。	申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約（請負契約）を締結した別紙記載の不動産に関する不動産取得税につき、地方税法附則第11条第4項の規定の適用を受けたいので、地方税法施行規則附則第3条の2の6に規定する事項を証する書類の交付を申請します。
添付書類：不動産売買契約書（写）等、申請者が当該申請に係る不動産の所有権の取得日を確認することができる書面。また、開発による資産の取得の場合には当該申請に係る不動産の取得日を確認することができる書面。 ：地方税法施行令附則第7条第6項の要件を満たすことを証する書面	添付書類：不動産売買契約書（写）等、申請者が当該申請に係る不動産の所有権の取得日を確認することができる書面。また、開発による資産の取得の場合には当該申請に係る不動産の取得日を確認することができる書面。 ：地方税法施行令附則第7条第4項の要件を満たすことを証する書面

現 行	改 正 後
証 明 書	証 明 書
1. 申請者は、地方税法（以下「法」という。）施行令附則第7条第5項に掲げる要件を満たしている特定目的会社である。 2. 申請者による別紙記載の不動産の取得は、法附則第11条第7項に規定する資産の流動化に関する法律第2条第4項の資産流動化計画に基づくものであり、取得する当該不動産は、以下のとおり法施行令附則第7条第6項の要件を満たす特定目的会社が行うものである。 (1) 同項第1号に該当する場合 100分の (2) 同項第2号に該当する場合 100分の (当該不動産取得前 100分の) 3. 申請者の上記2. に係る不動産の取得日は平成 年 月 日である。 以上のとおり証明する。 平成 年 月 日 財務(支)局長 ○○ ○○ 印 (別紙) [不動産の表示] 略 (注) 表示内容については、いずれも登記簿の記載に合わせて記載する。	1. 申請者は、地方税法（以下「法」という。）施行令附則第7条第3項に掲げる要件を満たしている特定目的会社である。 2. 申請者による別紙記載の不動産の取得は、法附則第11条第4項に規定する資産の流動化に関する法律第2条第4項の資産流動化計画に基づくものであり、取得する当該不動産は、以下のとおり法施行令附則第7条第4項の要件を満たす特定目的会社が行うものである。 (1) 同項第1号に該当する場合 100分の (2) 同項第2号に該当する場合 100分の (当該不動産取得前 100分の) 3. 申請者の上記2. に係る不動産の取得日は平成 年 月 日である。 以上のとおり証明する。 平成 年 月 日 財務(支)局長 ○○ ○○ 印 (別紙) [不動産の表示] 略 (注) 表示内容については、いずれも登記記録に記録されている事項に合わせて記載する。